

## 平成23年度 社会福祉審議会総会 会議録

- 1 開催日時 平成24年3月26日（月） 午前10時30分～午前11時41分
- 2 開催場所 大阪市役所本庁舎 P1階共通会議室
- 3 出席委員 23名（委員定数30名）

右田委員長、小野委員長代理、明石委員、石田委員、乾委員、井上委員、大内委員、嘉納委員、神谷委員、小池委員、白澤委員長代理、須川委員、津崎委員、手嶋委員、豊田委員、中川委員、中田委員、西川委員、松浦委員、三田委員、山縣委員、横田委員、吉田委員

### 右田委員長あいさつ

おはようございます。本日は年度末それぞれのお立場で大変お忙しい中、ご参席くださいましてありがとうございました。

本日の審議は、案内のとおり、報告事項、3点です。報告事項ではありますが、ここに至る間、専門委員会・特別委員会の方々と事務局との検討・論議がつくされた結果であります。事前に委員の皆様のお手元に届いているので、本日は限られた時間ですが、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。最後までどうぞよろしくご協力の程お願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

### 事務局

出席委員並びに関係職員紹介

### 壱阪健康福祉局長あいさつ

皆さんおはようございます。健康福祉局長の壱阪でございます。委員の皆様には、年度末の大変お忙しい時間にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。平素は、健康福祉行政を初めといたしまして、大阪市の市政の各般にわたりまして、ご協力いただきまして本当にありがとうございます。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

この委員会につきましては、社会福祉に関する事項を調査、審議するために、昭和42年に設置されて以来、これまでそれぞれの時代の要請に的確に応じた貴重な答申や提言

をいただいております。本市の福祉行政の推進に大きく貢献をしていただいております。

本日は、ご案内のとおり、健康福祉局に関連いたします、そして皆様のご協力によりまして、策定することができました3つの計画の策定状況とこども青少年局に係る児童虐待の報告やその他の対策強化につきましてご報告をさせていただくことになりました。今後とも、この審議会での議論を踏まえながら、だれもが安心して地域で暮らせる社会の実現に向けまして、抜本的な改革に向けて進んでまいりますので、委員の皆様方の一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 事務局

出席状況の報告、会議の公開、及び配付資料の確認

## 議 事

### 右田委員長

では、資料は整っていると思いますので、お手元の次第の「報告事項」を、順を追って進めさせていただきます。

まず、報告事項・第1の「健康福祉局所管事業に係る計画の策定状況」について、事務局から報告・説明をいただきます。その中でとりわけ「『大阪市地域福祉計画』の今後の取り扱い等について」も続いてご説明をお願いします。よろしくお願いします。

### 松本健康福祉局地域支援担当課長

それでは「大阪市地域福祉計画」の今後の取り扱いということでご説明をさせていただきます。お手元の資料1「『大阪市地域福祉計画』の今後の取り扱いについて」をご覧いただけますでしょうか。

大阪市地域福祉計画につきましては、今年度末で現行の第2期計画の計画期間が終了となります。そのため、本来であれば、この後ご報告いたします障害者支援計画や高齢者保健福祉計画と同様に、その内容をこの場でご報告申し上げるべきところですが、現在本市で進められております市政改革の方向性を踏まえまして、他の2計画とは異なる取り扱いを考えておりますので、ご説明を申し上げます。

大阪市地域福祉計画の今後の取り扱いということで、一番上に「地域福祉計画とは」ということで、社会福祉法の条文を抜粋しております。「地域における福祉サービスの

適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」、この3つの事項を柱とする計画でございます。

大阪市におきましては、2番目の「本市の取り組み」にございますように、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指しまして、平成16年3月に第1期の地域福祉計画を、平成21年3月には第2期の計画を策定いたしました。かつての地域福祉アクションプランも含め、地域福祉の推進を図ってまいりました。

次に3番目、「次期計画の検討の経過」にございますが、大阪市地域福祉推進会議におきまして、平成23年度には研究部会を7回、本会議を2回開催いたしまして、次期計画の内容の検討を積み重ねまして、計画素案を作成し、パブリックコメントを行う準備段階に至ったのでございますが、本市におきましては、府市統合や区長の権限の強化など、市と府のあり方が大きく変わっております。今後は新たな大都市制度の実現に向けて、改革に取り組むこととなりまして、素案につきましては、この改革の方向性を反映することが必要であると判断いたしまして、ひとまずパブリックコメントを延期することにした次第でございます。

今後、地域福祉をどのように推進していくのかにつきましては、これまで大阪市を単位として進めてきた施策や取り組みは、今後市という単位でなく、大阪府域や関西を見据えました広域行政と各区、地域の視点からの区の位置と行政、この2つの再編成が進められていくと考えております。地域福祉の推進につきましては、核となる部分は各区において、区の実情を踏まえて、地域福祉を推進していくことが必要であると考えております。

これからは、公募で選ばれました区長がリーダーシップを発揮いたしまして、各区の実情に応じました、自立した区政運営を実施することにより、各区の地域福祉を推進し、それを市役所が支援すると、そういう役割分担となっていきます。

そこで、今後につきましては、4番目の「今後の方針」にありますように、地域福祉を推進するための指針を新たに策定いたしまして、参考になる取り組みを提示することによりまして、区長のリーダーシップや区の独自性を尊重しながら、大阪市全域の地域福祉を推進してまいりたいと考えております。

指針につきましては、地域福祉の理念や地域福祉の仕組み、またアクションプランの見直しなどにつきまして、区の手引になるようなものを考えております。特に、現在各

区におきまして取り組まれております地域福祉アクションプランにつきましては、将来の新たな区におけます地域福祉計画に発展させていくことが今後必要であると考えておりますので、アクションプランの内容をより充実させていくべき方向も明記いたしまして、具体的にどのような見直しを行っていくかにつきまして、指針に盛り込んでいきたいと考えております。

指針の策定期間につきましては、平成 24 年度予算の動向なども踏まえまして、できるだけ早い時期にと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

市民の皆さんには、ただいまご説明した内容をまとめまして、大阪市のホームページにおいて掲示することにより周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、大阪市地域福祉計画の今後の取り扱いについてご説明を申し上げました。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### **右田委員長**

ありがとうございました。ただいまの報告・説明について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

かなり抽象的な表現になってはおりますが、我が国の現状況、新しい地方自治体と地方自治や、グローバルな知見も踏まえた上での議論の結果であると見ました。

よろしゅうございますか。何かご意見はありませんか。

それでは、今後の取り組みに期待するというので、次の議題に移らせていただきます。

報告事項 2 番目、次期「大阪市障害者支援計画・障害福祉計画（案）」について、説明をお願いいたします。

#### **中島健康福祉局障害福祉課長**

資料 2 で、大阪市障害者支援計画・障害福祉計画、次期計画の案の概要についてご説明させていただきます。

この計画につきましては、現行の計画が 23 年度で終了いたしますので、24 年度以降の計画として、案として取りまとめているところでございます。

なお、この計画案につきましては、3 月 28 日、明後日に開催されます障害者施策推進協議会で改めて案としてご提示させていただく予定にしておりますので、その内容についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、この計画の概要の一枚ものでご説明させていただきます。

この計画の中身ですが、障害者基本法に基づきます「市町村障害者計画」、障害者施策の方向性を示しました障害者計画と、それから自立支援法に基づきます「市町村障害福祉計画」、これはホームヘルパーですとかグループホーム、通所の事業といった各サービスの見込み量を盛り込みました計画で、これを一体的に今回策定させていただくというところがございます。

計画期間につきましては、総合的な計画とさせていただくため、24年度から29年度の6年間の計画期間としておりますけれども、各サービスの見込み量を盛り込んだ「障害福祉計画」につきましては、国の指針に基づきまして、26年までの3年間としております。

なお、この計画につきましては、今後国の障害者施策の改革案が検討されておりますけれども、それに伴いまして、計画策定につきましても見直すということも検討してまいりたいと考えております。

この計画につきましては、昨年、23年7月に改正されました障害者基本法、また現在国の方で改革を進めておりますが、その間の整備法といたしまして、障害者自立支援法、また児童福祉法の改正、さらには昨年成立いたしました、ことし10月に施行されます障害者虐待防止法、そういった新たな法制度の改正等も盛り込んだ内容としております。

左に3つ書かせていただいておりますが、障害のあるなしにかかわらず、分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指していくということを障害者施策の基本的な考え方といたしまして、「個人としての尊重」、「社会参加の機会の確保」、「地域での自立生活の推進」、この3つを基本方針といたしまして、計画を策定しております。

右に行きまして、「計画推進にあたっての基本的な方策」といたしまして、生活支援のための地域づくりやライフステージに沿った支援、そういった基本的な方策に基づきまして、下の囲みがございます6つの大きな項目といたしまして、今後施策の方向性等を示させていただきます。

1つ目といたしまして、啓発、コミュニケーション支援といった、「共に支え合って暮らすために」ということ。2つ目といたしまして、現在相談支援体制の新たな充実、あるいは虐待防止、また児童福祉法の改正に基づきます障害の支援の充実といったこと

が新たな法律に盛り込まれておりますので、そういった内容を「地域での暮らしを支えるために」というところで盛り込んでおります。

また、今回新たに入所施設からの地域移行、また精神科病院からの地域移行といった内容が課題となっておりますので、右側の「地域生活への移行」というところにつきまして、1つ項を起こしまして、内容を盛り込んでいるところがございます。

また、就学前の教育等それぞれ教育段階におきました教育の充実、また就業支援、またすぐれた環境づくり、特に今回の東日本大震災を踏まえまして、防災・防犯対策の充実というところにつきましても「地域で学び・働くために」、「住みよい環境づくりのために」というところに盛り込んでいるところがございます。

また、地域で安心して暮らすための医療、保健の施策の充実につきましても、「地域で安心して暮らすために」という項で盛り込んでいるところがございます。

それと、下のほうに「数値目標」と「主な障害福祉サービスの見込量」という項がございますけれども、ここが障害福祉計画に該当いたします、これから3年間のサービスの見込み量また数値目標を盛り込んだ計画としております。

「障害福祉サービスの利用状況」につきましては、一番下の左側でございますけれども、18年に制度が施行されまして、この間利用者については約2倍ということで、1万6,000人以上の方が福祉サービスを利用されております。そういったサービスの伸びも見込みました数値とさせていただきます。

あと数値目標につきましては、国の指針に基づきまして、3つの目標といたしまして、施設入所からの地域移行、798人を26年度までに地域移行するという目標数値。また、入院中の精神障害のある方の社会的入院者数を852人に削減。さらに、福祉施設からの一般就労については340人と、それぞれ数値目標を掲げております。

また、右のほうでは、それぞれホームヘルプサービスですとか、重度の方の訪問介護といった訪問系サービス、就労を目的とした、あるいは生活介護といった通所系サービス、グループホーム、ケアホームといった居住系サービス、そういったそれぞれのサービスの見込み量につきまして、24年から3年間の必要な見込み量、それぞれ実績に応じまして、今後の伸びを推計いたしまして、サービス見込み量として盛り込んでいるところがございます。

今後、この計画につきましては、先ほど申しました明後日開催されます障害者施策推進協議会でお諮りする予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

#### 右田委員長

ありがとうございました。大変膨大な内容を集約し、説明・報告していただいておりますが、具体的に何かご質問ございましたら。

どうぞ、横田委員さん、ご発言ください。

#### 横田委員

ここで数値目標というものをいくつか例を挙げて、地域移行、それから一般就労と。目標を掲げるというのは、こういう計画の中では大変重要なことだと思うのですが、ここで上げている数字ですね。具体的な根拠は国の指針に基づくとおっしゃいましたが、どういう根拠に基づいてこういう数字が出てきたのか。

それから、地域移行というのはそれぞれ個人の気持ち、障害者の場合等は親御さんの気持ち、それから地域がどのように受け入れるのか、そのへんが非常に重要なことだと思うのですけれども、単純に数字を目標として掲げるのはいかなものかという気がいたしますので、そのへんの説明をお願いいたします。

#### 右田委員長

大変重要なお指摘いただきました。それでは事務局、よろしく願いいたします。

#### 中島健康福祉局障害福祉課長

まず、入所施設の利用者の地域移行でございますけれども、798人、現計画では480人の計画を定めております。現在の地域移行の22年度末の実績数に加えまして、大阪府が今回の計画策定に当たりまして、各施設に調査を行いまして、地域移行の個別の支援計画を書かれている方が336人いらっしゃるということで、それを実績の462人に加えまして798人という形で目標を掲げさせていただいております。

入院中の精神障害のある方につきましても、国の定めている着眼点に基づいた目標数、それと大阪市が設定する目標数を加味しまして、852人とさせていただいております。

福祉施設からの一般就労につきましても、国の方の基本指針といたしまして、一次計画の実績から4倍の数字ということで示されております。大阪市の場合は、これまで85人いらっしゃいましたので、その4倍に当たる340人を今回の計画と定めております。

#### 右田委員長

横田委員さん、よろしいですか。第2の点が、何かまだ不十分なお様子ですが。

## 横田委員

数字の算定根拠は一応理解できましたが、この数値目標というのは、実際に達成目標として強制力を持っていかせるというようなことまで考えておられるのかどうかという点が若干気にかかるのです。

## 右田委員長

それではただいまの点、事務局にお願いいたします。

## 東一障害者施策部長

数字の根拠につきましては、お手元の資料の1番後ろのページのところに書いてございますので、またご参考までに見ていただけたらと思いますが、この数字を達成するために、先ほど申しました障害福祉サービスの見込み量を出して、一定そのサービス、例えば在宅のサービスでありますとか、グループホーム等の居宅サービス等について、一定確保していくということをもとめさせていただいておりますのが福祉計画でございます。

ですから、この3つの数値目標を挙げまして、その数値目標を達成するために、障害福祉サービスをどういった形で確保していこうということで整理をさせていただいておりますのが、この障害関係の資料についております障害福祉計画の全体の数字を入れた1番最後のページのところでございます。

こういった形で、障害福祉サービスの担保をさせていただきながら、なおかつ文書編にございます支援計画等含めまして、地域で障害者の方を受け入れていくということを含めまして、全体的な障害者支援を進めていくといったことでこの数値目標の達成、また障害福祉サービスを充実させていくといった取り組みを総合的に進めていくということで、これから取り組んでいきたいと考えております。

## 右田委員長

よろしゅうございますか。他にいかがですか。ご質問、ご意見どちらでも結構ですの  
で。

資料の全ページに細かい数字が並んでおります。これは、大阪市がこれまで継続して、ニーズ・人数に応じた予測・計画を立ててきた事実を示しているのです、これまでも何回も出てきている数字ではあるかと思えます。よろしいでしょうか。

では何か細部につきましてご質問やご意見がございましたら、先程の説明にありましたように、28日に推進会議が開催予定なので、事務局にご意見をお寄せいただければ、検討していただけたと思いますので、宜しくお願いします。

それでは、報告事項第3番目の「大阪市の次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」について、説明をお願いいたします。

#### 田丸高齢福祉課長

資料3「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～26年度）(案)の概要」に基づきまして、ご説明させていただきます。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、老人福祉法、介護保険法によります法定の計画となっております、保健・福祉施策及び介護保険事業並びにそれ以外の高齢者に係る施策を包含した高齢者施策の総合的な計画として策定しております。

「高齢者施策の基本的な考え方」についてでございますが、資料の左側上段に書いておりますが、現在この3月末までの第4期の計画が平成27年度に団塊の世代の方が皆高齢期を迎える時期を見据えた計画を立てたということで、その延長線上の中間的な、見直しの時期にかかっているかと思っております、基本方針につきましては、前回、現行の計画を踏襲して、4点の基本方針を掲げております。

その下に「高齢者を取り巻く状況」とございますが、最近の大阪市の高齢者を取り巻く状況でございます。まず表の1つ目でございますが、この間も65歳以上の方の占めるいわゆる高齢化率がどんどん上昇している状況でございます、22年の国勢調査によりますと、22.5%という状況になっております。

また、本市の特徴といたしまして、その中間にございますように、65歳以上の方がいる世帯の状況でございますが、大阪市の22年度を見ていただきますと、高齢者のひとり暮らしは65歳以上の方がいる世帯のうち41.1%。高齢者夫婦のみの世帯を合わせますと、66.6%ということで、全国平均の53.4%に比べ高い状況になっております。

また、最下段に認知症高齢者数及び高齢者人口の推移を記載しておりますが、介護保険の認定を受けていただいている方で、何らかの支援を必要とされる認知症の方の数をみますと、平成23年度につきましては5万4,736人で、平成19年度に比べますと、123.1%ということで、この間の人口増が6.8%でございますが、それを大きく上回るような形で認知症高齢者の方が増えている状況がございます。

こういった状況を踏まえまして、今後3年間にどういったことに重点的に取り組んでいくべきかという議論を、高齢者施策推進会議でもしていただきまして、やはり我々として目指すところは、高齢者の方が住みなれた地域で自立した生活を営めるように、種々のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築していくというのが一つの大きな目標になるかなと思っております。

そういったことの中で、具体的にどういったことに重点的に取り組んでいけばいいかということで、4点の重点的な課題と取り組みを上げております。

まず1つは、「高齢者の地域包括ケアを推進」していくこと。2番目には、「認知症高齢者の支援と高齢者の権利擁護施策の推進」を図っていくこと。3番目には、「市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり」といったことにも取り組んでいく。最後に、「高齢者の多様な住まい方の支援」をしていくことで、これは住まいと申しましても、施設居住系のサービスも含めた形で推進していきたいと思っております。

そういったことにつきまして、種々具体的な施策について、概要版にも記載しておりますけれども、施策を掲げてこの3年間で取り組んでまいりたいと思っております。

とりわけ、介護保険の事業計画ということの関連で申しますと、主な「施設整備の目標」といたしまして、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームについて、今の現行計画では目標を1万ということで設けておりましたが、それをもう1,500増やす形で1万1,500という目標を掲げて進めてまいりたいと思っております。

あと、介護老人保健施設、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましても、先ほど申しました大阪市の背景を踏まえて、やはり最終的にはそういう施設の受け皿が必要ですので、整備も図ってまいりたいと思っております。

その他、介護保険給付も種々ございますけれども、「介護保険給付に係る費用の見込み等」といたしまして、高齢化率等につきましては、26年度までは住民基本台帳と外国人登録の人口データをもとに、できるだけ精緻な形で予測いたしまして、平成26年度までの高齢者人口の予測、要介護認定者数の推計につきましても、これらをもとに、これまでの状況を踏まえまして、立てさせていただいているところでございます。

そういったことを踏まえまして、給付費等を確定いたしまして、最下段に書いておりますけれども、次期計画期間内の保険料につきましては、月額5,897円ということで、大阪市の案として市会にも諮らせていただいている状況でございます。

簡単でございますが、説明については以上でございます。

## 右田委員長

ありがとうございました。これにつきましても、何かご意見・ご質問の発言をお願いいたします。

## 小野委員長代理

ここに書いてありますことは、皆そのとおりだと思うんですね。大変深刻な事態になると。私、ちょっと見方を変えることが必要だと思うのです。それは、健康福祉局の政策とはちょっと違うかもわかりませんが、高齢者の就労支援というのはどこにも書いてないわけです。実際問題としましては、60歳あるいは65歳以上でも結構ですが、完璧に健康な老人の方がはるかに数は多いわけです。その人たちがこういうふうな状態に陥る前に、一番有効な手立てというのは就労支援であるということもわかってきてるんですね。

1つこういうデータがあります。これは厚生労働省からなんですけども。

## 右田委員長

今のご発言に関して、資料を準備していただいておりますので、配付をお願いします。

(事務局資料配付)

## 小野委員長代理

2ページ目、下のX軸で、右の方へ行けば行くほど高齢者の就業率が高い。左の方は低いわけです。それから縦のY軸、1人当たり老人医療費を見ますと、上の方が高いわけです。大阪府はどのへんにあるかという、X軸で言うと一番左の端の方です。Y軸で言うと一番高いところです。つまり、高齢者の就業率が大阪府は低いと。日本でもダントツに低いと。そして、1人当たりの老人医療費がダントツに高いと。それをすぐに結びつけるわけにはいきませんが、大阪市って先ほどのお話がありましたように、非常に立派な、例えば障害者の職業リハビリテーションセンターがある。とても立派です。持ってらっしゃるんですよ。ずいぶん活躍していらっしゃる。ところが、高齢者向けに職業を開発するとか、教育をしようとか、そういうのが弱いのかないのかわかりませんが、そういうように思うのです。

ですから、少し視点を変えていただいて、高齢者といえども、そういうふうには手当てできる時代から手当てしないことには、先ほどから言ってらっしゃるような社会福祉で何とかすくい上げようとするセーフティーネットの話ばかりになってしまうんじゃない

か、そう思うのです。ですから、その手前でやることがもっとあるだろうと。健康福祉局の政策かどうかわかりませんが、そのへんの審議をした方が有効じゃないかな、こういう意見です。

#### 右田委員長

データに基づいた貴重なご意見をありがとうございます。ご意見ということですが、冒頭の報告、地域福祉の課題とも関連すると思います。

この関連でご発言がおありのようですね。どうぞ、中田委員さん、お願いします。

#### 中田委員

この計画もそうなんです、施設をやってる者から見ると、今施設を支える人材どころか人員が非常に少ない。この計画、そういうことは大丈夫なんだろうというのが第1点です。

それから、小野委員長代理がおっしゃっていたように、60歳くらいの定年の方はまだ能力がありますので、それを社会全体で活用するというようなことを、何か仕組みとして考えないと、花見に行ったり、旅行に行ったりというのは、10年たったらもう行くところなくなるというようなことをよく聞きますので、ぜひ仕組みの中で、どこにどう位置づけていただいたらいいのかわかりませんが、若い人の施設関係の採用が非常に難しくなっている点と、こういうことへの支援も念頭に置いて、どこかに書いてあるんだと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 右田委員長

より良い施設運営の視点から人材養成やサポート人材確保の重要性・緊急性の問題が出されました。これも、今後の地域福祉推進と非常に深くかかわりますので、是非このような貴重なご意見を、さらに事務局にお寄せいただいて、シルバーパワーを含めた市民のパワーを21世紀の大阪の新生に活かしたいものです。今後もこうした貴重なご意見をいただきたいと思います。

他にいかがですか。どうぞ、山縣委員さん、発言してください。

#### 山縣委員

今委員長が強調されていたところに関してなんですが、3つの重要な市民に関わる計画の提示をいただきました。一番最初の地域福祉計画では、区との関係で少し待ちましようというお話でした。残る2つは、若干性格が違うというのはよくわかっているんですが、義務計画であることと、年度が非常に明確であること、それから整備責任が市に

しかない。区ではできない。そのへんの性格の違いはわかりつつも、予算を大きく伴うサービスについては、確かに市でしかできないけれども、地域福祉的要素について言うと、区で展開することになる可能性もあるのではないかと。地域福祉計画、区の計画をどう立てられるかによって、区間の違いが出てくると思うのです。このへんをどういうふうに今後考えていけばいいのか。恐らく子供もこういう状況になっていく可能性がありますので、そのへんのあり方について何かお教えいただけたらと思います。

#### 右田委員長

今の発言に関して事務局はいかがですか。現状を含め報告してください。

#### 藪本生活福祉部長

ただいま山縣委員からご指摘をいただきましたように、今後新たな大都市制度、まだ具体的な姿形が十分に見えてないわけでございますけれども、これまで大阪市を単位としていろいろな施策を進めてきておりましたけれども、今後公募区長を中心に、それぞれ新たな区において、地域の実情を踏まえた施策展開というようなことが現在考えられてございます。具体的な形になるにはもう少し時間を要するということになるかと思っておりますが、今後の展開としては、全市一律ということではなくて、まさに地域の実情を踏まえた展開というようなことが求められてきて、それに対応していくことになってくるのかなと考えております。

ただ、施策によっては、中広域に移行展開すべきサービスもあれば、地域に密着した形で展開されるべきものがあるかと思っております。そのへん、それぞれのニーズに応じ、あるいはサービスの性格、内容に応じた展開といったことを進めていかないといけないのかなと、そういうふうに考えているところでございます。

#### 右田委員長

山縣委員さん、よろしいですか。それでは他にいかがですか。

#### 豊田委員

今、小野委員長代理から人材の育成のことを色々言われているのですが、大阪府看護協会もまだきちんと機能しているわけではないんですけど、定年した人たちの登録制を採りまして、それからボランティア、有償ボランティアで1日2,000円位しか出せませんが、例えば健康管理をやってくれる人、それから看護師さんの相談機能をやってくれる人というふうなやり方で、むしろ65歳を過ぎてもそういうことはすごくできるわけなので、今区とかいろんな中で人材というのは非常に必要なんですけれども、マネジメ

ントする人が、誰がやるのかというのがよくわからないのです。もっとういのは福祉の人が、大阪市の福祉の人が現場に出て、こういう人材がいるんだと。その人はここに行ったらいいとかというふうなことをマネジメントする人たちを育成するか、示唆するかということをやっていたら、人材はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと私は思っております。

#### 右田委員長

豊田委員さん、ありがとうございました。

他にご意見・ご発言が無いようでしたら、時間が限られていますので、先に進めさせていただきます。

重要報告の3つが終わりましたので、次の議題の2つ、子供の虐待に関する件に移ります。冒頭の「大阪市における乳児死亡事例の検証結果報告」は、本審議会の児童福祉専門分科会の特別部会からの報告です。部会長として報告を取り纏めていただいた津崎委員さんから、経過を含めて報告をお願いいたします。

#### 津崎委員

経過報告書の概要と、報告書本体を資料として付けていただいていますので、またお時間がある時に見ていただいたら、どういう経緯でこの事件が起こって、どういう内容のものであったか、お分かりいただけたと思います。

#### 右田委員長

資料4でございますね。

#### 津崎委員

資料4でございます。私から、この事例の特徴だけをかいつまんでご説明申し上げます。

この事例は、夫婦、この夫婦はかなり年の差のある夫婦で、父親はまだ若いです。21歳。母親は10歳以上年上。ともに聴覚障害があるご夫婦の中で生まれた子供です。子供は生後2カ月ですから、まだ生まれて間がないわけです。

その子供が実は骨折で2回にわたって住吉市民病院に入院するという運びになったわけです。生後2カ月ぐらいの生まれて間がない赤ちゃんですから、短期間に2回も骨折をするというのは不自然であるということで、その治療を担当された小児科医も、これは虐待の疑いがある。そういうふうに診立てをされて、カルテにもそのことを書かれているのです。

ところが、お医者さんの窓口になっていますお母さんは大変養育熱心で、当初虐待の疑いというふうに思っておられた医師が、その母親の態度を見るにつれて、虐待の疑いが消えていくんです。結局は虐待ではないのではないかとということで、2回目の骨折の治療を終えて家に帰すのです。

そうすると、帰して間もなくこの子供が死んでしまうという事件に至っているということです。結果的には父親が逮捕拘留されることになり、母親がしていたわけではなくて、父親がしていたということがわかる。

よくよく情報を検討しますと、病棟の看護師さんあるいは助産師さんは、年の若い父親が大変赤ちゃんにやきもちをやいている。やきもちをやいて、母親が母乳を与えることができないというふうな証言とか観察が出てくるわけです。

ということで、もともとから父親の養育態度が非常に問題があるというのがわかっていたわけですが、このへんがドクター1人が母親との関係で判断をするという形で処理されてしまったために、看護師とか助産師の情報が生かされず、結果的には非常に残念なことになってしまった。

虐待の一つの対応の原則は、個人で判断してはいけないということがあります。家族全体の状況の中で起こりますから、家族全体がどういう特徴があるのかということチームで総合的に判断しないといけないということなのですが、実はその原則が守られていなかった。この病院には、そういう事件が起こったときに、組織として対応するという体制がつくられておらず、ドクター個人が判断してしまったために、的確な判断ができなかったということです。

夫婦とも聴覚障害がありますので、保健福祉センターも支援ということで関わっていたのです。だけど、残念なことには、病院と保健福祉センターが連携をして、この家族に対応するということがなされていない。保健福祉センターでも訪問活動等されてたんです。その最中に骨折で入院したという情報を掴んでおられるのですが、残念ながら病院と情報交換し、背景を探ることがされなかった。要は非常にリスクのある状況であるのに、そのリスクを的確に掴んで適切に対応することができずに、結果的には死亡してしまった。虐待援助の原則である、チームで対応する。そして、1つの機関だけで対応するのはだめだ。機関連携で対応していくという、その原則の重大さといいますか、それを日常業務の中でしっかりとつくることの重要性をこのケースが示している結果になってしまったということです。

以上が概要でございます。

## 右田委員長

ありがとうございました。ここでも地域住民の課題と専門性の課題、また、機関連携の課題の指摘等がありました。何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは次の、「大阪市における児童虐待対策の強化」について、説明をお願いいたします。

## 工藤こども青少年局企画担当課長

お手元資料5「大阪市における児童虐待対策の強化に向けて」について説明をさせていただきます。

この提言は、昨年10月に、大阪市次世代育成支援対策推進会議から頂戴したものでございます。資料をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。「1 提言にあたって」という項目でございます。

全国的に児童虐待による被害が後を絶たない中で、皆様ご記憶のように、平成22年7月に西区において、母親に遺棄された幼児2人の遺体が発見されるという痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と起きることのないよう、本市では発生直後から様々な対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後児童虐待対策を一層強化していくため、子育て支援なども含め、包括的な観点から様々な施策を改めて点検し、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、被虐待児童やその家庭への支援、再発防止まで、切れ目のない総合的な支援体制を整備し、セーフティーネットを確かなものとしていく必要がございます。

そこで、次世代育成支援対策推進会議のもとに設置いたしました児童虐待対策専門部会におきまして、22年11月から8回にわたりご検討いただき取りまとめられたものが本提言でございます。

提言の内容についてご説明いたします。11ページをご覧ください。「3 施策の方向」というところでございます。

本提言に当たりましては、既存の施策を改めて見直し検証しながら、それぞれが役割を発揮し有効に機能するよう充実を図る観点から検討を進めていただきました。

重点項目でございますように、児童虐待対策を有効に機能させるためには、関係機関それぞれが果たすべき役割や支援の限界などの全体構造をすべての関係機関が理解し共有することが重要であり、提案の実現に向けては、虐待対策における支援体制の全体構

造を明らかにした上で、次に掲げる重点項目を特に強化すべき施策として実現を図るようご提案をいただいております。

重点項目は3点ございます。

1点目は、「区子育て支援室と区要保護児童対策地域協議会の機能強化」でございます。区子育て支援室は市民に身近な相談窓口であり、様々な子育て支援サービス、資源の情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な機関につなぎ、総合的な相談支援の中心的な役割を担うことが求められております。

また、区子育て支援室が調整機関を担っている区要保護児童対策地域協議会は、関係機関が適切に連携し、虐待を受けた子どもとその保護者に対して効果的な支援を行うことが可能となることから、積極的に活用を図る必要がございます。

そこで、提案としまして、区子育て支援室の職員体制の充実を含め、4点のご提案をいただいております。

次に、2点目の重点項目は、「子ども相談センターの機能強化」でございます。12ページをご覧ください。

子ども相談センターの一層の機能強化としましては、提案にございますように、職員の専門性の向上、家族回復支援事業の充実と家庭復帰の促進の2点のご提案をいただいております。

3点目の重点項目は、「地域におけるネットワークの活性化」でございます。子どもや子育て家庭の支援には、行政機関のほか子育て支援施設や保育所、学校園を初めとした関係機関、NPOや市民グループなど様々な社会資源が関わっております。そこで、区子育て支援室が中心となり、相互に連携し、共同して支援に取り組むための仕組み、ネットワークをつくることが重要でございます。また、ネットワークに参画するすべての機関が児童虐待防止に向けた自身の役割とともに、他の機関の役割や限界を理解し、それぞれの役割や支援の仕組みの中でどのような位置づけにあり、どのような目的を持つのか、絶えず意識しながら活動することが大切でございます。

そこで、提案にございますように、区子育て支援室が中心となって、子どもや子育て家庭の支援に関わる地域の社会資源を把握し、情報を共有化するなど、2点のご提案をいただいております。

以上の3点が重点項目のご提案でございます。

以下、12 ページから最後の 35 ページにかけまして、児童虐待対策について様々な観点から現状と課題を整理し、それぞれについてご提案をいただいております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

当局では、今後、このいただいた提案を早期に実現できますよう関係機関と連携を図りながら鋭意取り組んでまいる所存でございます。

なお、平成 24 年度につきましては、区子育て支援室、こども相談センターの職員体制の充実を図りますほか、児童養護施設に入所している児童への新たな支援策に取り組む予定でございます。

また、本提言に係る取り組みの進捗状況については、今後大阪市次世代育成支援対策推進会議におきまして、ご報告するとともに、ご意見を頂戴してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 右田委員長

ありがとうございました。それでは早速ご質問、ご意見等お願いいたします。

#### 乾委員

地域におけるネットワークの活性化、非常に大事だと思います。私は、該当区では子育てネットワークの取り組みをしていただいております。中学校区を中心として、毎月 1 回定例会、情報交換をしながら、そうして年間で 250 例ぐらいの困難なケースがありますが、報告に止まらず、訪問してフォローしたりなどの実践活動をされています。これがあるからこそぎりぎり色々な点で止まっているのではないかなと思います。

ただ、それでもなおかつしんどいケースがある。行政措置が必要であるというケースもございます。夫婦間でのDVがあったり、ネグレクトであったりとか。ですから、ようやくそれが事件化せず抑制されているのは、委員会に入っている保育所の先生であったり、こどもクラブの職員であったり、区役所の職員であったり、あるいは社会福祉協議会の職員であったり、それから地域の方々の目ですけれども、非常に使命感と行動力を持って、日々、毎日活動されているから止まっているという感じがいたします。

そのためには、単にそのネットワークに任せるんじゃなくして、地域福祉アクションプランとも連携しながら、そこでも提案し、説明し、理解を求めていくというふうな取り組みをしておりますので、個別に聞きましたら大変困難なケースがありますが、しかしこれをやらなくてはいけない。そのためにはやっぱり人です。人材。そこで使命感を

持って活動していく、行動していただく方。それぞれ制約があります。それぞれ仕事がありますから。保育者は保育所の事業。それ以外にいかに行っていくか。こういう人が集まった場合、そしてその中で誰かリーダーが力強く行動していただいた場合には、非常にいい方向に行くのではないかなと思います。大変なケースだと思いますけれども、地域によつての取り組みが必要であると思います。

#### 右田委員長

ありがとうございました。大変厳しい西成区で、まさに、ミッションとその地域に住んでいるという誇りを持つ住民パワーやリーダーが不可欠であり、地域ぐるみの取り組みの必要性を、貴重な実践を踏まえた指摘をいただきました。ありがとうございました。他にいかがでございますか。

#### 白澤委員長代理

きょうの虐待の実際の事例にしても、今回出ました提言につきましても、子供の問題も、先ほどの事例であれば障害者も実は関わっているわけですが、一方でネットワークづくりというのは高齢者も障害者もですね。国の方策としては、虐待防止は児童は児童、障害は障害、高齢は高齢と作っているわけですが、やはりネットワークづくりとかそういうことになれば、高齢者も障害者も変わらないだろうと思うのです。

ちょうどいい機会に、今回地域福祉計画が少し時間をかけてやるということになりましたので、同時にすべての区の中で問題の解決を図っていこうというのは、高齢者の問題もそうです。障害者も皆そういう方向に今収斂しているわけですから、ぜひ地域福祉計画の中で、虐待というような問題に、すべてのライフサイクルにわたる虐待というような問題に、どう各区というレベルで取り組みを全体像としてまとめていくのかというようなことを整理していただいたらありがたい。これは要望でございますが、ぜひお願いしたいなと思います。

#### 右田委員長

ありがとうございました。他にいかがでございますか。

これは随分ご苦勞されて、津崎委員さんも随分頑張っていたと思うのですが、児童虐待の問題も他の課題と共通する地域・住民・関係機関・施設が今後の地域福祉推進と関わらざるを得ないと言えそうです。大阪市は区の課題もありますが、いわゆる「福祉国家の見直し」以降、諸国で地方自治体改革や地域の再評価がなされています。これらも十分検討し、これまで歴史的に築いてきた財産として地域を見つめ、共有財産

として守り、「新生大阪」を市民力で築くという発想が不可欠だと思います。とりわけ冒頭に報告された地域福祉の問題ですね。これは前回の審議会で、第3次地域福祉策定を課題としながら、状況の変化のため、先程のご報告に至ったわけですが、むしろ根本的な課題だというべきであります。報告の内容をさらに入念にお読みいただいて、後日、委員各位のご意見を担当事務局にお寄せいただければ幸いです。

どうぞ、山縣委員さん、ご発言ください。

#### 山縣委員

先ほどの白澤委員長代理のことにに関して、私も賛同しますので、ぜひよろしく願いますということが1点です。

それから、この提言は私たちの違う委員長をさせていただいている会議からの提言で、今大阪市で次年度のスケジュールですね。予算等の対応をさせていただいているので、非常にありがたい言葉をいただいたのですが、この多くの提言を行う前後に、国のほうで社会的擁護のあり方について、さらなる大きな方向転換を示してきているということです。そこらへんも今後、これに書かれている以上の方向転換をしようというふうになっております。当然事務局はご存じだと思いますけれども、その準備をぜひお願いしたいということです。

もう1点、こことは直接関係ないのですが、国会の状況は非常に今不安定ですが、こども子育て新システム関連3法が上程され、通過しますと、かなり早い時期に大阪市もその対応体制を組まないといけないこととなります。そのへんは十分理解をさせていただいているとは思いますが、保育所、特に私立幼稚園の大きな変化があるのではないかと想像されますので、現在大阪府で窓口になっていただいている私立幼稚園さんとの関係を事前にしっかり準備をして、市のあらゆるこどもたちの教育と福祉を視野に入れた施策展開をお願いしたいと思います。

#### 右田委員長

ありがとうございました。他に特にご意見はありませんか。

ご意見が無いようですので、本日の審議はこれで終わります。貴重なご意見・ご発言ありがとうございました。また、進行ご協力ありがとうございました。

これで私の任務は終わらせていただき、事務局にバトンをお渡しいたします。

#### 事務局

右田委員長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には本日お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてどうもありがとうございました。これをもちまして、本日の総会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。